第 6 回

### 熊本県議会

## 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年9月25日

開会中

場所 第2委員会室

平成19年9月25日(火曜日)

午後1時15分開議午後2時9分閉会

#### 本日の会議に付した事件

- (1) 平成19年7月以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について

#### 出席委員(13人)

委員長 西 岡 勝 成 副委員長 前 川 收 委 員 倉 重 剛 員 児 玉 委 文 雄 委 員 松 村 昭 委 員 小 杉 直 委 員 岩 中 伸 司 委 員中 原 隆博 員 平 委 野 みどり 委 員 大 西 一 史 委 員 氷 室 雄一郎 員 鎌 田 委 聡 委 員吉永和世

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

# 説明のため出席した者 環境生活部

次 長 富 永 安 昭 次 長 駒 崎 照 雄 環境政策課長 坂 本 愼 一 環境保全課長 古 庄 眞 喜 水環境課長 林 田 源 正 水俣病保健課長 谷 﨑 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治

部 長 村 田 信 一

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊 
議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

#### 午後1時15分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第6回水 俣病対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出 があっておりますので、これを認めることと いたしました。

それでは、議題に入ります。執行部から報 告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、谷崎水俣病 保健課長及び田中水俣病審査課長に説明をお 願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、お手元の 委員会資料に基づきまして御説明をさせてい ただきます。

まず、先般の9月5日に特別委員会を開いていただきまして、この時は救済策を中心に報告をいたしておりますが、今回は1番で書いておりますように平成19年7月以降というところは、前回6月定例会以降の救済策関係以外の経過ということで御報告させていただいております。7月29日に、第3回目となります認定審査会を開催させていただいております。

続きまして、2番の国における新たな救済 策の最近の状況について御報告をさせていた だきます。

これにつきましては、新聞報道等でもう既に委員の皆様方御承知おきいただいているかと思っておりますが、改めてこれまでの経緯を御報告させていただきます。

前回の特別委員会以降、環境省が、被害者 団体のうち政治による解決を求めている出水 の会、それと芦北の会の2団体と協議を行い ました。一時金や手当てを含む救済策の内容 について意見交換が行われたようでございま す。

その内容につきましては、両団体が期待をしていたものと違っていたことから、焦りを募らせた団体は、園田座長を初めとします与党プロジェクトチームのメンバーへ、電話やファックス、あるいは直接東京へ出向いて面会をして、その気持ちを伝えられた模様でございます。

そのような中、去る22日に熊本で、与党プロジェクトチームから調整を任せられておられます園田座長からの申し入れで2団体の代表が会われ、意見交換がなされております。

その中では、一時金や手当ての具体的な額についての話し合いはなされなかったものの、両団体は、園田座長が救済策実現に向けて前向きの姿勢を示されたと受けとめまして、その姿勢を評価された模様でございました。この会議の中で示された10月半ばまでに、さらに話し合いが重ねられるものと考えております。

県といたしましては、今は重要な局面を迎えているということから、いろいろな機会をとらえまして団体の意向把握に努めて、課題を整理いたしまして、国や与党プロジェクトチームへの適時的確な情報伝達をすることで、救済策の早期実現に向けた役割を果たしてまいりたいと考えております。

県議会の引き続きの御支援のほどをよろし くお願い申し上げます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でござ います。

引き続きまして、3の認定申請等の状況に つきまして御説明いたします。

(1)の関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者数は、8月31日現在で3,506人でございます。(2)の認定審査会の開催につきましては、

関西訴訟最高裁判決以降、第3回目となる審査会を7月29日に開催したところでございます。(3)の認定検診の状況につきましては、前回と内容の変更はございません。

次に、4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在係争中の裁判は(1)から次のページの(4)までに記載しております4件でございまして、前回と変更はございません。

それぞれ審理が進んでおりますが、2ページ(2)の水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟につきましては、7月6日に結審しまして、来年の1月25日に判決言い渡しの見込みでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終 わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○中原隆博委員 今、お話がありましたように、園田PT座長と芦北、出水の会との間に隔たりがあるというようなお話等もございましたし、おおむね団体に属している皆様方を含んだ形での感触というのはどのような状態なのか、あるいはまた、ほかの団体も、それぞれ個別に何とか自分たちの意向をくんでほしいというような形の要請等もあっているやに伺っておりますけれども、その辺を含めて聞かせていただくならばと思います。

○西岡勝成委員長 じゃあ、どっち、村田部 長。

○村田環境生活部長 私自身も、大変興味の あるところなのでありますが、土曜日に園田 座長との意見交換が両団体とあったと。間に 休みが2日入ってきょうということで、恐縮 ながら、マスコミの情報以上の情報というも のをまだ持ち合わせておりません。

それで、団体等がどういうふうなお気持ちであるのか、あるいは国の方でどういうふうな動きになるのか、特にきょう以降、そういうものを掌握すべく動く必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、流れとしては、具体的な金額は示されていないようでございますけれども、私としては、座長がこの熊本の地で時間をつくっていただいて両団体と会われたというのは、そういう意味では非常に意味があったことであるし、一つの救済策実現へ向けた前進ではなかろうかというふうにとらえております。

そういう中で、それぞれの、今御指摘がありましたような反応等々について、また、国の方にも、園田座長にも御報告をしたいとも思いますし、ただ、会われたのは2団体ですので、先ほどもう一つの御質問で他の団体ということでありますけれども、いわゆる裁判をされている患者会の皆さん方については、現に接触はまだできておりません。

ただ、先週、東京の方で要望行動を行っておられますので、裁判に向けた方向性を固めていらっしゃるのであろうというふうに思いますが、また、我々としても、状況、段階を判断しながら、そういう接触等々の時期も判断していきたいと思いますけれども、とりあえずは座長みずからが両団体と会われたということを受けて、私どもも、そういった状況の把握に、鋭意、きょう以降努めてまいりたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 谷﨑課長からもちょっと手 が挙がりましたけれども、何か関連して……。

○西岡勝成委員長 じゃあ、谷﨑課長。

○谷崎水俣病保健課長 部長が答弁いたして おりますので、特に私の方から申し上げる内 容ではございませんけれども、ほかの団体に 対する接触につきましては、前回、不知火患 者会につきましては、こちらの方から与党プロジェクトチームの内容につきまして御報告 をいたしたい旨お話をいたしましたけれども、先方の御意向、それから御都合がつかずに、その後接触はできておりません。

今、話がありましたように、東京での行動 等もありますし、私どもとしては、また今回 の動きにつきましても、いずれまた機会を見 て御報告をさせていただくように努めたいと は思っております。

そのほかの団体につきましても、前回の与 党プロジェクトの内容につきましては、機会 を見て御報告をさせていただいております。 以上でございます。

○中原隆博委員 接触していただいた2つの 団体については、半歩前進とか、若干一歩を 踏み出したとか、そういう形での成果が上が りつつあるということで私たちも評価をした いと、このように思うわけでございますけれ ども、残りの団体の皆さん方の動向が解決に 向けての趨勢を決めるわけでございますか ら、部長を初め皆様方には、ほかの団体との 鋭意努力も重ねてお願いを申し上げておきま す。これは要望で結構でございます。

○児玉文雄委員 園田代議士と2団体の会合のとき、県側の方からはだれが出席されたんですか。

○村田環境生活部長 今回は、前回東京に団体が要望に行きましたときに、園田座長の方から、そのうち時期を見て熊本の方で会いたいということをおっしゃっていまして、それが一つ実現をしたということだろうと思います。

それで、今回は、私どもはその場に同席はいたしておりません。PTの中で一任を取りつけられた座長の動きとして、今回両団体と

会われたというふうに認識をいたしておりま ! ら、それを非常に心配しているわけ。 す。

○倉重剛委員 部長、今の答弁で、結局熊本 県という立場がありながら、座長が直接患者 団体とお会いになったということについて、 何か逆に言えば、風評として、県はそういう、 何というか、事情を知らなかったし、それか らまた疎外されているんじゃないかという、 そういう懸念がちらちらあるんですね。その 辺について、どうですか。

○村田環境生活部長 事前に座長の方からは 御連絡はいただいておりましたし、ただ、内 容につきましては、協議の途中という、まあ 一つのプロセスだろうと思います。現実に救 済策の実現に向かう中で、土曜日の園田座長 が会われたこの出来事も一つのプロセスであ ろうと思っております。

決して疎外をするとか、そういうことでは なくて、いろんな思いが、先ほどありました 裁判の思いもあれば、政治救済に向けた思い もあれば、あるいは認定申請で行くというい ろんな思いが交錯している中ですので、それ をPTの中で模索を続けておられる園田座長 の積極行動の一つでございまして、環境省も 同席いたしておりませんので、園田先生がお 約束を果たされるプロセスの一つとして御連 絡をいただいておりましたので、決して疎外 がどうのこうのということではないというふ うに思っております。

○倉重剛委員 そういうふうにぜひ信じたい んですね、正直言って、部長。そんなふうで あってほしい。

というのは、今までのプロセスという、今、 話が出たけれども、プロセスの中で、知事発 言あたりが、やっぱりそこら辺のコミュニケ ーションを阻害しているんじゃないかという 懸念が少しあるんですよ、正直言って。だか

しかし、県としては、できるだけそういう ことのないように、やっぱり同一歩調を持ち ながら、ぜひその中に参画をしていってほし いと。逆のことがあれば、意思の疎通におい てあんまりいいことじゃないものですから、 そこら辺を十分部長としてよく対応していた だきたいと思いますけれども、いかがですか。

○村田環境生活部長 何度となくお会いもし ておりますし、携帯の番号もいただいて電話 もさせていただいております。座長として、 PTの場でも一任を取りつけられたお立場の 中での一つの動きであって、今回、直接そう いう場面があったのは本当に前進だろうとい うふうに思っております。

我々としては、実はここで私どもの動きを 事細やかにお話し申し上げるのは、大変恐縮 ながら、その途中経過ということで控えさせ ていただきたいと思いますけれども、そうい ったふうに、こちら側のそういう気持ちあた りのものが、あるいは団体の皆さん、被害者、 患者の皆さん方のお気持ちあたりが十分に伝 わらないといったような、そういうことには ならないように精いっぱい努力をしたいと思 っております。

○大西一史委員 今のそれぞれ児玉先生、そ れから倉重先生の御意見とも関連するんです けれども、ここに来て詰めの段階に入ってく る中で、熊本県が頭越しにされとるというこ とではないんだろうというふうに私も思うん ですけれども、やっぱりPTの座長が動かれ たり、それから環境省が直接動かれたりとい うようなことが、私たち、この委員会のメン バーも含めて、皆さんもそうでしょうが、マ スコミの報道を通じてしか知り得ないという ところは、やっぱり非常にちょっとどうなの かなと。これから審議していく中で、熊本県 の役割、熊本県議会として果たさなければい けない役割という中で、やはり私たちも、何 ! ほど土曜日の件は報道以上に承知していない らかもう少しいろいろ努力することができな いものかなというふうに感じています。

先ほどの説明の中では、10月半ばまでの与 党PTの結論が出るまでの間は、それぞれの 動きをきちっと見守るということと同時に、 やはり情報伝達をうまくスムーズにやってい こうというようなことだろうというふうに思 いますけれども、県としての、本当にこの10 月半ばまでの役割をどういうふうにやってい く覚悟があるのかですね。やっぱり報道で後 から知ったみたいなことでは、これは本当に 抜本的な解決をする中で、環境省あたりとも、 もう少し情報を密にとっていくべきものじゃ ないかなというふうに思いますが、いかがお 考えでしょうか。

○村田環境生活部長 決して頭越しというふ うには思っておりませんし、すべて環境省の あるいは今回の園田先生の動きも、事前に御 連絡はいただいております。ただ、具体的な 金額の問題等々になっておりす。

これは、私どもも議会と一緒になりながら、 昨年来、いろいろ動きをさせていただきまし たけれども、非常に重要な時期を迎えている、 なおかつ環境省、それから園田先生御自身も、 財務省、それからチッソ等々の交渉も含めて 前面に出ておられる、そういう状況の中で、 どういう形で私どもが物を言うかということ であって、きょうこの場でストレートに全部 をさらけ出してお話をするのは、先ほど申し 上げましたように、控えさせていただきます けれども、国の方の動きが、園田先生の動き が頭越しになっているということには、私ど もは決して思っておりません。逆に、こうい うことで動くというようなことは、園田先生 の方からも御連絡がございましたし、前に進 めるからということでのお電話でございまし

そういう意味では、非常に重要な中で、先

ということは申し上げましたけれども、マス コミの報道だけで我々が知っているというこ とではなくて、いろんなアンテナを上げて情 報収集には努めております。

そういう意味で、私どもが知り得た情報は、 例えば土曜日でもファックス等々で先生方に もお送りをさせていただいたところでありま すけれども、単に受け身の中でやっていると いうことではなくて、最終的な救済策の実現 に向けて、PT、特に園田座長とのコミュニ ケーションあるいは環境省とのコミュニケー ションを十分とりながら、実現に向けた行動 をしていきたいというふうに思っておりま す。

なかなか具体的に見えないところがあろう かと思いますけれども、それは、こういう途 中経過の中で、若干お許しをいただければと いうふうに思っております。

○大西一史委員 今の村田部長の答弁でも、 非常にデリケートだということはよく私も承 知しておりますけれども、とにかく熊本県と か県議会がこうやって議論をする中で、何も してないというわけではないと。ただ、その 推移の中で、今の状況で行けば、やはり与党 PTの園田座長あるいは環境省なりのそれぞ れの動きをきちっとフォローアップしながら 見守っていって、そして10月半ばのある程度 の解決策が出たところでまた私たちもきちっ とした議論をすると、そういうスタンスで私 たちもおりますので、環境生活部だけじゃな く、県としても、その辺は非常に慎重な行動 をとられなければならないと思いますが、一 生懸命頑張っていただきたいというふうに思 います。

以上で結構です。

○西岡勝成委員長 私の方からちょっと申し 添えますけれども、私も、園田座長が熊本で

ましたので、座長に直接電話をいたしまして、 委員長として会議に出た方がいいのかという ようなことを尋ねましたところ、今、部長か ら話があったように、過程のところであるの で今回はというようなお話を承っております ので、申し添えておきます。

○氷室雄一郎委員 私たちも、座長と患者団 体との意見交換、県が入っておられないとい うことでございますけれども、ファックスを いただいたわけでございますが、前回の委員 会の場では、一時金の問題、また手当ての問 題と特枠の問題、この3つの方向性が示され ておったわけでございますが、このファック スによりますと、1点だけ少し明確に見えて いる点がございますけれども、これは御確認 をさせていただければと思っておりますが、 1つは、特枠については両団体の意見が食い 違っているという、ここら辺しか私たちは推 測して物事を言えないわけでございますの で、この特枠については3つの方向性の中の 1つでございまして、両団体の意見の相違が あったということは、これだけが明確に若干 わかる範囲でしか御質問できませんけれど も、部長たちも答弁しにくい面があると思い ますけれども、もう少しどの辺がどうなのか ということを御説明できる部分がございまし たら、御説明を願いたいと思っております。

○谷﨑水俣病保健課長 特枠につきまして は、ファックスでお流しいたしました内容に つきまして、両団体の意見の相違があったと いうことで、園田座長としては双方の意見に ついて検討する姿勢を示された模様というふ うに書いておりますが、特枠につきましては、 まず出水の会の方が――この特枠というの は、平成7年当時、四肢末梢優位の感覚障害 があったことを証明できる方につきましては 特枠で救済するということが前回の与党プロ

2団体と話し合いをされるということを聞き ! ジェクトチームの中で示された内容でござい ましたけれども、そのことを受けて、出水の 会としては、現在の症状の有無で平等に救済 すべきだということで、要するに一律に救済 すべきだということを御主張になっておりま

> 芦北の会の方は、そういう特枠で救済して いただけるのであれば、カルテ等の証明によ る救済だけではなくて、そのほかの疫学条件 等も勘案した条件の緩和についてできるだけ 考慮いただいて、特枠の対象者の拡大を求め られたと伺っております。

> そういう意味で、出水の会の方が、多少特 枠を設けることについての否定的な考え方を 示されたのと、芦北の会は、与党PTの方針 に従って、できるだけそれを条件緩和で拡大 していただきたいという、そのあたりの違い があったことを、ファックスの中では、両団 体の意見の相違があったという形で非常に短 く報告させていただきましたが、大変失礼い たしました。そのような内容だったというこ とで、あわせて報告させていただきます。

申しわけございませんでした。

#### ○西岡勝成委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 状況は、お話しいただいて非 常に理解はしますけれども、そのような中で、 県としての考えというか、このまますべて与 党PTにお任せしとっていいのかどうかとい うことをやっぱり考えていかないかぬと思う んですよね。

この前は減額という話まででしたけれど も、ある程度の具体的な額が出てきた段階で、 これでそのまま進めてもらって、最終的結論 が出た後に被害者団体がどう理解されるのか ということも含めて、やっぱり被害者団体に 積極的に意向を聞いた上で、与党PTに県が 意見を持っていくようなことが非常に大事じ ゃないかなというふうに思います。

鹿児島の知事さんあたりは、この額じゃと てもじゃないというような話もされているみ たいですが、やっぱり県としての、そういっ た団体の意向をきちんと受けとめて与党PT に話を持っていく、そのような流れというの をつくっていかんといかぬとじゃないかなと 思いますけれども。

○村田環境生活部長 私の説明が若干うまくいってないのかもしれませんけれども、全くそのように思っておりまして、要は被害者の方々が、広く御理解、納得されるということが一番大事だろうというのを根本に置いております。

それが、与党PTでも話が出ましたように、 全面、最終ということになれば、これはもう すばらしいことだと思うんですが、片方では 裁判なりということがあっている中で、どの 程度全面ということになるか、それは非常に 私どもも今後の推移の中で見守っていかなけ ればならないところですけれども、一人でも 多くの方々が、この救済策にある程度の御理 解を示されるというのが基本であろうという ふうに思っております。

そういう意味で、被害者、患者の方々の団体との接触、意向掌握というのは、少なくとも地元県の最大の仕事だろうと思っておりますので、そういうものを掌握するということがまず私どもの第一義の仕事かなということを冒頭ちょっと申し上げたかったつもりですけれども、そういうものを基本に置きながら、環境省なり与党PTの方に接触をしていきたいというふうに思っております。

ただ、現実の中で、いわゆる公の場で鹿児島の知事さんが一つ論評されています。そういう中で、県の、例えば環境生活部長あるいは知事という立場で、今、途中の段階でそれについていろんな論評をするのは、やはり段階段階の一つ一つの中でやることはいかがなものかなという思いもございまして、そうい

う中で被害者団体の接触を一義にしながら、 私どもの思いをいろんな意味で国なりPTの 方にぶつけていくと、これが私どもの今の最 大の仕事だろうと思っておりますので、今、 鎌田委員の御趣旨の部分も体しながらやって いるつもりでございますが、なお一層そうい うものを努力していきたいというふうに思っ ております。

○鎌田聡委員 やっぱりお話しされたように、一人でも多く救済をしていくというのが大前提にならんといかぬと思うんですよね。全面解決というのには、やっぱり裁判の動きもありますのでならないと思いますけれども、これ以上に、まあ漏れと言うといかぬばってん、やっぱりこれじゃいかぬばいということで政治決着に応じようとしとったところが、またちょっと違った動きになっていかないように、やはり県は地元でもあるし、被害者団体に近いところにいますので、そういったことで10月半ばの結論を待つんじゃなくて、どんどんやっぱり先にいっていくべきだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

〇岩中伸司委員 率直に言って、本当大きな 山場に差しかかっているんですけれども、県 としては、与党PTが、今、一生懸命努力を されている、そして一定の金額を含めて提示 がなされるんじゃないかと思うんですが、そ のことと司法救済を求める人たちの差という のが拡大しているような感触を受けるんです が、県としては、その辺の感触はどうですか。

○谷崎水俣病保健課長 司法救済を求めておられる方々につきましては、最高裁判決が出ておりますので、最高裁判決をベースにして 今救済を求めておられる状況でございます。 私どもの方の試算の中でも、これまでの一時 ! 金の、平成7年のときの救済策のとらえ方に つきましても、一時金と、それから療養手当、 それから医療費、こういったものを加味して、 その当時の判決額を考慮した場合に、そう一 時金の額そのものがおかしいものではなかっ たと、平成7年のときにそういうようなこと になっておりますが、我々としても、現在、 一時金及び医療費、それから療養手当、こう いう項目で救済を図ろうとされている与党プ ロジェクトチームの考え方というのは、最高 裁判決が出ておりますその判決額との関係 で、どのように差が出てくるのかということ について関心を持ってはおるところでござい ますけれども、今、議論されている一時金の 額につきましては、途中経過でございますの で、何ともそれについては評価しようがござ いませんけれども、平成7年並みの救済、前 に申し上げておりましたけれども、それにと らわれなくても、一応、団体の方々がそれで 納得されるものであれば、司法救済で求めら れている方々の救済により近いものになって くるのじゃないかなというようなことは、気 持ちとしては持っております。

〇岩中伸司委員 被害者の皆さんも、一日も早く救済をというふうな、そこが根底にあって、私たちも、執行部の方も、より広く救済すべきところはやっぱりきちっとしていこうというような考え方で進んでいるというふうに思うんです。

今、課長がおっしゃったように、司法救済を求めている人も、例えば裁判で延々と何年も続いていくような、そういうふうな感触は持っていらっしゃらないんじゃないかと思うんですけれどもね。ですから、やっぱり一日も早く、これだけ日にちが経過している中で、早目に解決をしたいというのは、私は、司法救済を求めている人たちの気持ちの中にもいっぱいあると思うんです。

ですから、今回、10月の半ばごろから与党 PTから出される内容についても、本当に納 得いくような、まあ100%納得いかないまで も、それに近いような提示がされれば、私は、 一気にかなりの団体の人たちの動きも変わっ てくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、その辺も、先ほどから部長答弁でも、県は患者団体の思いをしっかりつかんで国に伝えていくということで、一般質問の答弁でも、やっぱり広く、一日も早い救済に向けて全力を尽くすという知事の答弁もあっていますので、そこら辺についてはぜひ――私の思いとしては、今2つにきちんと分かれて、先ほど質問したように、格差が出ているような感触は一方ではあるんですけれども、そこをやっぱり早く、一人でも多くというような、そんな患者の本当の気持ちを大切にして事に当たってほしいというふうに、しっかり要望しておきたいと思います。

○村田環境生活部長 思いは全く一緒でございまして、この数カ月をちょっと振り返ってみましても、PTの案も最初2段階方式で出ました。これが、広く救済するという形で、根本的な考え方が変えられた。今回、土曜日の流れの中で、先ほど氷室委員から御指摘がありましたように、特枠についての考え方にも少しいろんな考え方があるということがありました。ただ、金額は示しておられない。片一方で、手当てについて前向きのお話も出ておるやに聞いております。

一概に、これまで報道されてきたような金額、現実には、環境省も、公式には対外的に言っておりませんし、園田先生御自身の口からも金額は出ておりませんので、一時金の金額だけで格差がどうだこうだというのは、一概に論じられないところがあるのかなと。

例えば、じゃあ手当ての額はと聞かれたと きに、手当ての額は今どこも出ておりません ので、総体的な結果として、それがどういう ふうな評価になるのかというのは、軽々に今! あけないと開催できないのか。それともう一 この時点で、県側の立場で一概に論じるのは 避けるべきかなというふうに思っておりま す。

そういう意味では、今重要な時期に来てい るのは間違いないところでございまして、先 ほどの鎌田委員からの御指摘にもありました ように、被害者団体あるいは患者の皆さん方 のそういうお気持ちを体するような中で、県 としては、その思いの中で、救済策の実現が 図られるような動きにつながるような行動を とるしかないというふうに、今申し上げるし かないんですけれども、個々具体的な行動に ついてはきょうは申し上げませんけれども、 現実としてはそういうふうな、今申し上げた ような中で、一概に一時金だけでもって格差 がというふうに断じてしまうのは非常に難し い面もあるのかなという、いろんな思いを持 ちながら今動いております。

そこらあたりで、きょうの委員の先生方の 御意見も体しながら行動に移してみたいと思 っております。

○西岡勝成委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと認定申 請の関係なんですけれども、認定審査会、3 月に第1回目を開催して、7月29日に第3回、 それ以降がまだ開催できていないという状況 で、大体件数的にはそう多い件数は非常に難 しい、1回につきこなしていらっしゃるのが。 そういう状況の中で、もう少し期間的に、こ れは2~3カ月に1回になっていますので、 やっぱりこれは認定申請者――まあ、政治決 着は政治決着として期待を持ってやらなきゃ なりませんけれども、認定申請者に対する部 分は、やっぱり認定審査会というのも同時並 行で進めていかなきゃならないというふうに 思っています。

それが、なぜそんなにこれだけのスパンを

つが、認定検診の状況についてと書いてあり ますけれども、状況がちょっとこれじゃ見え ませんので、3,506人中どのくらいが認定検 診が今できているのか、その辺をちょっと教 えていただきたいと思います。

○田中水俣病審査課長 まず、1点目の認定 審査会の開催の関係でございますけれども、 大体2カ月に1回ぐらいをめどに今進めてい るところでございます。

それにつきましては、認定審査会にかける までに、疫学調査とか、各種検診を実施した 上で、検診が終了された方についてさらに審 査会資料をつくって、そして諮問するという 手順をとっておりまして、そういった準備を するためにやはり2カ月ぐらいの間隔が必要 だということで、そういう考え方で現在進め ているところでございます。

それから、現在の検診の状況でございます けれども、それぞれ疫学調査をしました後に、 神経内科、眼科、それから耳鼻科の検診をや っていくわけでございますけれども、それぞ れの診療科目につきまして、進捗状況には差 はございますが、今すべての検診が終わられ た方は約250人程度でございます。3月末が7 0人程度でございましたので、250人程度に今 現在ふえているという状況でございます。

これらを進めていくに当たりましての検診 体制につきましても、3月末にはすべての検 診が終了する検診能力というのが月10人程度 でございましたけれども、その後、国の協力 あるいは各担当医師の方で担当される処理件 数の拡大あたりをお願いいたしまして、それ によりまして、現在月40人程度に拡大してい るところでございます。

今後とも、検診体制の整備を図りまして認 定業務の促進を図っていき、そして審査会の 円滑な開催に努めていきたいというふうに考 えているところでございます。

○鎌田聡委員 もう250人の方は認定審査会 にかけられる状態だということですか。

○田中水俣病審査課長 検診をすべて終了された方が250人でございますけれども、それから、審査会にかけるために審査会資料を作成する必要がございます。ですから、250人終わっておりますけれども、すぐ250人がかけられるという状況ではございません。

○村田環境生活部長 現実に、即審査ができるのは70人ぐらいだろうと思います。その手前で診察をしますので、それが終わっているのが250人ということですが、実は3回目の認定審査会、7月29日でございましたが、そういう数十人規模で審査をやるような段取りで準備はしてきておりました。

今後もそういうところで審査会の先生方に も御相談をしていきたいと思いますが、振り 返ってみていただきたいと思うんですけれど も、一時期審査会が再開できない状況の中で、 特にことしに入りましてから、もう御無理に 御無理をお願いして審査会の再開にこぎつけ たわけでございますけれども、審査会の先生 方には、いわゆる、最高裁判決以降、公健法 での認定以外で最高裁の判決で認められた、 いわゆるABC判定以外に最高裁が認めたと いうことについて、救済策に対する強い期待 感がございます。その救済策に対する期待感 があるがゆえに、今回の救済策の動きにも非 常な関心を持って見ておられるのも事実でご ざいます。したがって、今後審査会を私ども 熊本県の立場として継続していくためにも、 この救済策は不可欠というふうに私自身は考 えております。

そういう状況の中で、審査会の先生方が見 守っておられるこの救済策の行方の中で、私 どもも一生懸命今やらさせていただいてい る、その中で並行して3回開かせていただい たというのが実は現状であります。

片方で、今、特に申請はどんどん膨れ上がっているばっかりなのですが、そういう意味で審査会を進めていくというのは私どもの仕事でございますので、そういう方向に向けて努力は続けていきたいと思いますが、微妙にそこは審査会の先生方も、この救済策の動きと絡みながら注視しておられるのも片方事実でございますので、そこらあたりを私どもとしては、審査会の先生方ともコミュニケーションよくいきたいなというふうな思いがございます。

○鎌田聡委員 審査会の先生方の期待感云々 はよくわかります。わかりますけれども、や はり救済策が認定基準を変えるというような ことでもないわけですから、すぐにできるの は70人ぐらい、あと月40人程度ぐらいは審査 会にかけられる状況ということであるのなら ば、やはり審査会は審査会として進めていか なきゃならないと思いますし、非常に資料作 成等に何か手間取られるということだったと 思いますけれども、それが手間取るならば、 それが手間取らない体制もやっぱり一方では つくっていかなければ、救済策ですべて救済 されるという状況じゃないと思うんですよ ね。やっぱりきちんとした、まあきちんとし たというか、これまでの認定基準に沿った認 定作業として、また認定患者というのもこの 中にはいらっしゃると思いますので、そうい った手続もあわせて進めて、事務的な作業も 進めていただくようにお願いいたします。

- ○西岡勝成委員長 要望でよございますか。
- ○鎌田聡委員 はい。

○小杉直委員 少し個人的な感触ですけれど も、県議会あるいは県が思うように、環境省 とか財務省も、箇所箇所によっては思うよう

に協力が全面的でないというふうな印象を時 ! 々受けるわけですね。そういう中で、与党P Tも、それから県も、この委員会を含めた県 議会も、地味だけれども誠実に頑張っておる なというのが私の偽らざる感触ですが、非常 に微妙で敏感な部分がたくさんあるわけです から、こういう問題は、急ぎ過ぎたりあるい はおくれ過ぎたりすることが非常に難しいわ けで、的確なスピードというのがいつも要る わけですけれども、そこで、この1ページに、 チッソに対して850万云々というような支払 いの求めがあっておるわけですが、数日前に 水俣に行って、久しぶりにチッソ水俣工場を 外から見学してきたわけですが、これも感覚 ですけれども、落ち着いたたたずまいの中で 一生懸命働いておられるなというふうな印象 を受けたわけですが、どうですか、最近国際 経済がやや流動化しつつありますけれども、 チッソの経営状況とかあるいは景気の状況 は。話される範囲で、いかがですか。どうい うふうですか、最近は。

○村田環境生活部長 チッソの経営そのものは、先生方も長くこの水俣病問題にかかわってきていらっしゃると思うんですが、一時期は、もう採算的にも合わないような赤字の状態が来ているわけですが、最近は、液晶での生産の中で大変活況を呈しているという状況で、昨年度の経常利益が100億、ことしがたしか110億程度見込んでいるんだろうと思います。

そういう意味では、経常利益まで出るような状態で、チッソの方から補償金の支払いあたりを優先する中で、そういうものをどういうふうに使うか、抜本支援策の中でやられておりますけれども、全体としては非常に会社としてはいい方向で、今、歩みをされているというのが状況だろうと思っております。

○小杉直委員 原因企業ですたいな。それで、

環境政策課の坂本課長あたりもそういうふう な見解ですか、今、部長の……。

○坂本環境政策課長 チッソの経営状況につきましては、ただいま部長が御説明したとおりでございます。

正確に申し上げますと、平成17年度のチッソの決算で、経常利益が100億、18年度の決算で110億という、過去最高の利益を計上しているというのが、今現在のチッソの経営状況でございます。

○小杉直委員 原因企業の現況がわかりましたので結構です。

○西岡勝成委員長 そのほかにございません か。

○吉永和世委員 確認したいことがあるんですが、参議院選挙が終わって、ある先生の方が、認定基準見直しということを発言されているような感じがしますけれども、園田先生ですかね、認定基準見直しという言葉が何か出てきているように思っているんですが、県としてはどうかわかりませんが、私としては、総合的見地に立って、ぜひ、できればチッソ等の存続も含めて、そういった見解をしていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

あと、一般質問のときに、前川先生だった かほかの方だったかわかりませんけれども、 潮谷知事の答弁の中で、裁判に対して相当時 間を要するというふうな答弁があったかとい うふうに思っておりますけれども、相当時間 を要するという部分で、どれくらいを想定し ながら発言されたのかなというふうにちょっ と思ったものですから、そこら辺、もし御存 じであれば、答弁をいただければというふう に思います。 ○ 田中水俣病審査課長 裁判によってどれ くらいかかるか、非常にまちまちだと思うん ですけれども、例えば資料に掲載しておりま す2ページの(2)で、結審したという訴訟を 御紹介しましたけれども、この訴訟では、平 成13年に提訴があっておりまして、平成20年 に判決言い渡しですので、これでいきますと 7年はかかっているという状況でございま す。

○吉永和世委員 ありがとうございました。

○西岡勝成委員長 見直しは。

○村田環境生活部長 基準見直しの動きについては私承知しておりませんが、国がそういう方向で行くなら、もう話がごろっとひっくり返る話になりますので、そんな簡単な世界ではないと思います。

ただ、これまで私どもは、基準については、 公健法の中で国がその基準を示し、それに従って我々は法定受託事務の中でやってきたという大前提がございます。それを、基準を云々ということを国の方でお考えになるということであれば、またそれは話が全然違うわけで、そういう流れというのは、今の時点では私どもは一切承知をいたしておりません。例えば、それは原爆がどうのこうのということでもないわけですね。

○吉永和世委員 国が言っているどうこうじゃなくて、ある県選出の国会議員の方が言っておられるようなふうに聞いたものですから …… (「だれが言いよっと」と呼ぶ者あり)

○村田環境生活部長 しかし、今、もし―― その基準については、私どもとしては、本当 に見直すという形については、一義的にはま ず国がその判断をしていただかなければ何と も言いようがないという立場でございます。 それから、裁判については、一般論として、 その裁判というのは結構長くなる。なおかつ、 今度のノーモア水俣の裁判の方は、司法救済 システムを確立するということをおっしゃっ ています。

その司法救済システムというのは、1,300 人の原告団を抱えて、それをスピーディーに やるためには、向こうの方から伺っている限 りでは、和解を前提にするということが話に のっています。和解ということが現実に進む のであれば、1,300人を今後の中で進める余 地があるのかもしれませんけれども、和解に 対する見込みは、今一切立っておりませんの で、一般的には判決まで行くというふうな流 れがあるのではないかというふうに思います けれども、それは裁判所が最終的に決めるこ とですので、私がどうだこうだとここであん まり言うと、また、あしたのマスコミでいろ いろにぎわうかもしれませんので、あんまり これ以上言いませんが、基本的には何年とい う単位でかかってしまうので、そういう中で は、今既に、亡くなっていこうとされている 方もいらっしゃる中で、一日も早いという思 いを持っていらっしゃる方もたくさんいらっ しゃると、その思いにこたえるにはもう、政 治救済しかないという思いでこの何年か動い てきたということだろうというふうに思って おります。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○駒崎環境生活部次長 事実関係だけ補足させていただきます。

知事答弁は、今の裁判がどれだけかかるか ということを予測を持って申し上げたのでは なくて、これまでの経験で、非常に長くかか る懸念があるということを申し上げました。

一例としまして、関西訴訟最高裁判決まで 出た判決でございますが、昭和57年に提訴さ れておりまして、1審の大阪地裁の判決が平 成6年、大阪高裁が平成13年、最高裁が平成! いてお諮りをいたします。 16年ということで、非常な年月がかかってお りますので、これと同じような歩みになるか どうかわかりませんけれども、知事としては、 これまでの経験から、裁判というのは非常に 長く時間もかかるのではないかという懸念を 示されて、一日も早い政治救済の必要性を訴 えられたものと理解いたしております。

以上です。

○吉永和世委員 やはり裁判が早急に終わる んじゃないかと、そういった思いの方々も中 には多くいらっしゃるんじゃなかろうかなと いうふうに思うものですから、大体裁判が、 これまでの経緯を見たときに、そんな早く終 わった事例はないということなので、そうい った理解というのか、そういった状況だとい うことも周知できれば、また変わってくるの かなというふうに思いますので、そこら辺の こともぜひお願いしたいなというふうに思っ ています。

以上です。

- ○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○西岡勝成委員長 なければ、これで質疑を 終了いたします。

きょう、先生方から、この政治決着に向け ていろいろ、与党PT、環境省との連携の問 題、指摘を受けました。デリケートな問題で ありますし、また、チッソ、財務省、環境省、 それぞれ関係の深いデリケートな問題でござ います。つかさつかさにはそれぞれお互いに 連携を深めながら、この問題への解決に委員 会としても努力をしてまいりたいと思います し、また執行部の方でも、ぜひきょうの御意 見を賜りながら、解決に向けてのなお一層の 御努力をお願いいたしておきたいと思いま

それでは次に、閉会中の継続審査事件につ

議事次第に記載の事項について、閉会中も なお継続審査する旨、会議規則第82条の規定 に基づき、議長に申し出ることとしてよろし いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取 り扱います。

なお、新たな救済策につきましては、与党 PTから示される予定の具体案について、必 要がある場合には臨時にお集まりをいただく ような場面もあるかと思いますが、私に御一 任をいただければと思いますので、よろしく お願い申し上げておきます。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでございました ら、以上をもちまして本委員会を終了いたし ます。

お疲れさまでございました。 午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長